

株主各位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
G M O T E C H 株式会社
代表取締役社長 鈴木 明 人

第9期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月17日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月18日（水曜日）午後6時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー11階 GMO Yours

3. 会議の目的事項

報告事項 第9期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 取締役報酬額改定の件

第5号議案 監査役報酬額改定の件

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gmotech.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度における事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済・金融政策を背景に為替相場の円安基調から株価の上昇が進み、企業の設備投資が増加するなど、景況全般に関し緩やかな回復傾向が見られました。

当社の事業領域であるインターネット分野におきましては、主にスマートフォンの普及によりインターネットの利用シーンは増加し、例えば実店舗における購買時の検索、クーポン利用など、インターネットと実店舗がシームレスに繋がる機会が増えるなど、インターネット広告の市場規模は堅調に拡大しております。加えて今後、インターネット広告の重要性は、益々高まるものと考えております。

このような環境のもと、当事業年度における当社は、主力事業であるスマートフォンアフィリエイトASP事業に経営資源を集中。スマートフォンユーザーへのネットワークを拡大しリーチを増やすことで、積極的に事業の拡大を図ってまいりました。

以上により、当事業年度における業績は、売上高3,029,727千円（前年同期比27.8%増）、営業利益281,702千円（前年同期比52.5%増）、経常利益261,124千円（前年同期比41.2%増）、当期純利益は157,687千円（前年同期比37.6%増）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は11,474千円で、その主なものはソフトウェアであります。

#### (3) 資金調達の状況

当社は平成26年12月11日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により100,000株の新株式の発行を行い、総額533,600千円の資金調達を行いました。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 発行新株式数    | 100,000株  |
| 払込金額の総額   | 533,600千円 |
| 増加資本金の額   | 266,800千円 |
| 増加資本準備金の額 | 266,800千円 |

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題

① 事業に関して

当社の属するインターネット広告市場は市場全体は順調に拡大しつつもトレンドの変化が非常に早く、それによりお客様のニーズが絶えず変化しております。現在はスマートフォン広告に対する需要が大きく、中でも成果報酬モデルのような成果あたりのコストが明確な課金方法へのニーズが拡大しております。

スマートフォンアフィリエイトASP事業においては、スマートフォン成果報酬型広告の「GMO SmaAD」をはじめ、成果を重視した広告形態に主眼を置いております。本事業においては競争環境が激化しており、自社営業力の強化・システム開発力の強化・媒体獲得力の強化のいずれもが競合他社に劣らぬよう注力しております。媒体の獲得については、国内の媒体のみではなく、海外の媒体の獲得にも努めております。

また「GMO SmaAD」がグローバルでのブランド力を持った成果報酬型スマートフォン広告ネットワークになることが必須と捉えており、中長期的視点で今後グローバルでの広告ネットワークへ資源を配分いたします。

一方PC・モバイル集客支援事業においては、創業当初よりSEO事業に注力し人材を配置したことが功を奏し、当社のSEOコンサルティング力は、高い経験を有しています。しかしながら、検索エンジン側によるアップデートによりSEO事業は将来的に安定した成長を見込めない可能性があります。これにより当社はより幅を広げたPC・モバイル集客支援サービスとして、リスティング広告およびFacebookといったSNS広告等の運用型広告代行サービスの展開に加え、当社の強みであるSEO事業を組み合わせたPC・モバイル集客支援コンサルティングサービスに軸足を置いた展開を進めております。

また当社は、拡大するスマートフォン市場に対応すべく、スマートフォンアプリCMS ASP事業として平成26年9月1日より「GMO AppCapsule」のサービスを開始いたしました。「GMO AppCapsule」は、飲食店・宿泊施設・美容院といった

店舗を持つお客様が自身で簡単にスマートフォンアプリを作成できるサービスです。このサービスにより、店舗事業者様はアプリによるオンラインからオフラインのリアルな店舗への送客が可能となります（O2Oサービス）。

また、店舗に来店した顧客のリピート率向上のためにクーポン機能やスタンプ機能を装備することが可能です。今後これらのサービスをさらに店舗事業者様が利用し易いサービスとすべく、決済機能や店舗に設置したBeacon（※）による来店者のチェックイン機能など、幅広いニーズに対応した機能追加を行っております。

なお、本事業はスマートフォンアプリの裾野を広げるサービスであり、当社の「GMO SmaAD」との連動も行っております。

（※） Beaconとは、存在や位置を伝えるために、光や電波、信号などを発信する装置のことです。スマートフォンに導入したアプリと連動し、ポイント付与などを行います。

## ② 経営体制および組織に関して

急成長するインターネットの広告分野において当社事業も順調に拡大しておりますが、その一方で少数の人材による事業判断および決裁判断の集中が行われている状況であります。事業部毎に担当事業部長が決裁する事業部制に移行し、中間マネジメント層の育成および人材の増加に努めておりますが、事業の拡大を支えられる体制の構築も課題と捉えております。また同時にスマートフォン事業領域に関してはグローバル化が必要不可欠なため、グローバルに対応できる人材への教育並びにその様な人材の採用の強化を進めております。

世界に通用するサービスの創造のために、鋭意組織の強化を推進しております。

### (9) 財産および損益の状況の推移

| 区分            | 第6期<br>平成23年12月期 | 第7期<br>平成24年12月期 | 第8期<br>平成25年12月期 | 第9期<br>平成26年12月期<br>(当期) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売上高 (千円)      | 491,048          | 1,057,426        | 2,369,915        | 3,029,727                |
| 営業利益 (千円)     | 67,514           | 125,646          | 184,677          | 281,702                  |
| 経常利益 (千円)     | 68,645           | 125,661          | 184,986          | 261,124                  |
| 当期純利益 (千円)    | 39,887           | 73,107           | 114,620          | 157,687                  |
| 1株当たり当期純利益(円) | 39,887.61        | 73.11            | 114.62           | 156.79                   |
| 総資産 (千円)      | 184,440          | 391,007          | 633,487          | 1,415,688                |
| 純資産 (千円)      | 81,208           | 133,515          | 211,581          | 851,288                  |
| 1株当たり純資産 (円)  | 81,208.02        | 133.52           | 211.58           | 773.90                   |

- (注) 1. 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を、平成26年9月16日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### (10) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社は、GMOインターネット㈱であり、同社は当社の株式574,000株(議決権比率52.2%)を保有しております。

なお、当社はGMOインターネット㈱との間に営業上の取引関係があります。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

当社は、インターネット上のプラットフォームであるGoogle（Google Play・Google検索）、Apple（AppStore）、Yahoo！（Yahoo！検索）を介して企業とお客様とをつなぐ集客事業を運営しております。

スマートフォンアフィリエイトASP事業として、プラットフォームにおけるランキング上位表示対策事業を行っております。

また、PC・モバイル集客支援事業として、SEO対策およびリスティング広告の運用代行を軸としたインターネット集客事業を行っております。

さらに、スマートフォンアプリCMS ASP事業として、iPhone、Androidアプリを簡単に作成できるCMSをASPで提供し、O2O（Online to Offline）事業を展開しています。

(12) 主要な営業所等（平成26年12月31日現在）

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

なお、当社は、本社以外の営業所等を有していません。

(13) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

| 区分      | 使用人数（名） | 前期末増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|---------|----------|---------|-----------|
| 男性      | 64      | 14       | 31.7    | 1.0       |
| 女性      | 22      | △5       | 30.6    | 1.5       |
| 合計または平均 | 86      | 9        | 31.4    | 1.2       |

(14) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,125,000株
- ② 発行済株式の総数 1,100,000株
- ③ 株主数 1,056名
- ④ 大株主

| 株主名                                                    | 持株数（株）  | 持株比率（％） |
|--------------------------------------------------------|---------|---------|
| GMOインターネット株式会社                                         | 574,000 | 52.2    |
| 鈴木 明人                                                  | 190,500 | 17.3    |
| 日本証券金融株式会社                                             | 25,500  | 2.3     |
| BNYM SA/NV FOR BNYM C<br>LIENT ACCOUNT MP CS JA<br>PAN | 25,100  | 2.3     |
| MLI EFG NON TREATY CU<br>STODY ACCOUNT                 | 19,800  | 1.8     |
| 三田村 徹彦                                                 | 19,100  | 1.7     |
| 松井証券株式会社                                               | 10,500  | 1.0     |
| 楽天証券株式会社                                               | 9,100   | 0.8     |
| 株式会社SBI証券                                              | 8,200   | 0.7     |
| BARCLAYS CAPITAL SECUR<br>INITIES LIMITED              | 5,700   | 0.5     |

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成26年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の現況

平成26年3月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1個につき13,920円
- ・新株予約権の行使期間 平成28年3月25日から平成36年3月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、その権利行使時において、当社の株式が国内における金融商品取引所に上場されていることを要する。
- ② 新株予約権は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし1個未満の新株予約権については、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

| 区分               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 |
|------------------|---------|----------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役除く) | 1,003個  | 普通株式 5,015株    | 3名   |
| 社外取締役            | —       | —              | —    |
| 監査役              | 374個    | 普通株式 1,870株    | 1名   |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

平成26年3月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1個につき13,920円
- ・新株予約権の行使期間 平成28年3月25日から平成36年3月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、その権利行使時において、当社の株式が国内における金融商品取引所に上場されていることを要する。
- ② 新株予約権は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし1個未満の新株予約権については、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ・当社使用人への交付状況

| 区分    | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 交付者数 |
|-------|---------|----------------|------|
| 当社使用人 | 2,453個  | 普通株式 12,265株   | 47名  |

(注) 当該新株予約権が付与された使用人のうち、当事業年度末までに14名が退職したことに伴い、新株予約権1,170個（目的となる株式の種類および数 普通株式5,850株）を消却しており、上記使用人への交付状況は、平成26年12月31日時点の数を記載しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成26年12月31日現在）

| 地位      | 氏名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                |
|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長   | 熊谷正寿   | GMOインターネット㈱<br>代表取締役会長兼社長グループ代表<br>GMOペイメントゲートウェイ㈱ 取締役会長<br>GMOクラウド㈱ 取締役会長<br>GMOアドパートナーズ㈱ 取締役会長<br>GMOペパボ㈱ 取締役会長<br>GMOリサーチ㈱ 取締役会長          |
| 代表取締役社長 | 鈴木明人   |                                                                                                                                              |
| 取締役     | 松本 鉦大  | モバイルマーケティング事業部長                                                                                                                              |
| 取締役     | 染谷 康弘  | 管理部部長                                                                                                                                        |
| 取締役     | 森 輝 幸  | GMOメディア㈱ 代表取締役社長<br>GMOくまボン㈱ 社外取締役                                                                                                           |
| 取締役     | 瓜生 健太郎 | 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 代表弁護士<br>マネージングパートナー<br>U&Iアドバイザリーサービス㈱ 代表取締役<br>SBIホールディングス㈱ 社外監査役                                                         |
| 常勤監査役   | 三田村 徹彦 |                                                                                                                                              |
| 監査役     | 安田 昌史  | GMOインターネット㈱ 専務取締役<br>グループ代表補佐・グループ管理部門統括<br>GMOペイメントゲートウェイ㈱ 社外監査役<br>GMOクラウド㈱ 社外取締役<br>GMOアドパートナーズ㈱ 社外取締役<br>GMOペパボ㈱ 社外監査役<br>GMOリサーチ㈱ 社外監査役 |
| 監査役     | 森谷 耕司  | 税理士法人 森谷会計事務所 税理士                                                                                                                            |

- (注) 1. 森輝幸氏および瓜生健太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 安田昌史氏および森谷耕司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 安田昌史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 森谷耕司氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、瓜生健太郎氏及び森谷耕司氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。  
 ① 新任 取締役染谷康弘氏、取締役瓜生健太郎氏、監査役森谷耕司氏  
 平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会決議及び平成26年9月16日開催の臨時株主総会決議にて選任  
 ② 退任 取締役児林秀一氏  
 平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会最終の時をもって任期満了により退任

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分       | 支給人員 | 報酬等の額     |
|-----------|------|-----------|
| 取締役       | 5名   | 49,440千円  |
| (うち社外取締役) | (1名) | (1,200千円) |
| 監査役       | 2名   | 8,250千円   |
| (うち社外監査役) | (1名) | (2,250千円) |

- (注) 1. 取締役報酬限度額は、平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役報酬限度額は、平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会において、年額12,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(児林秀一氏)を含んでおります。
4. 上記支給額のほか、社外役員2名が当社親会社または親会社の子会社から受けた役員報酬の総額は63,140千円であります。
5. 期末現在の役員数と上記報酬支給人員数に相違がありますが、これは、無報酬の取締役2名、監査役1名がそれぞれ存在しているところによるものであります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

- 取締役森輝幸氏は、当社の親会社の子会社であるGMOメディア㈱代表取締役社長およびGMOくまポン㈱の社外取締役を兼務しております。  
なお、当社は、GMOメディア㈱およびGMOくまポン㈱との間に営業上の取引関係があります。
- 取締役瓜生健太郎氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所代表弁護士マネージングパートナーおよびU&Iアドバイザーサービス㈱代表取締役およびSBIホールディングス㈱社外監査役を兼務しております。  
なお、当社と、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所およびU&Iアドバイザーサービス㈱およびSBIホールディングス㈱との間に特別の関係はありません。
- 監査役安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネット㈱専務取締役グループ代表補佐・グループ管理部門統括および親会社の子会社であるGMOペイメントゲートウェイ㈱社外監査役、GMOクラウド㈱社外取締役、GMOアドパートナーズ㈱社外取締役、GMOペパボ㈱社外監査役、GMOリサーチ㈱社外監査役を兼務しております。  
なお、当社と各社との間には営業上の取引関係があります。
- 監査役森谷耕司氏は、税理士法人森谷会計事務所税理士を兼務しております。  
なお、当社と、税理士法人森谷会計事務所との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 森 輝 幸   | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回に出席し、主に企業経営者としての見地から、適宜発言を行っております。                           |
| 取 締 役 | 瓜 生 健太郎 | 社外取締役就任後に開催された取締役会6回のうち、6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                         |
| 監 査 役 | 安 田 昌 史 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回に出席し、また、監査役会13回のうち、13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。  |
| 監 査 役 | 森 谷 耕 司 | 社外監査役就任後に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、監査役会11回のうち、11回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |

- (注) 1. 当社は、社外取締役瓜生健太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
2. 当社は、社外監査役森谷耕司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支払額      |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額              | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円 |

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォート・レター作成の対価（1,500千円）を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
  - (2) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
  - (3) 内部監査部門により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告する。
  - (4) 各取締役は、取締役または使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会および監査役会に報告する。各監査役は、取締役の職務の執行について監査を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
  - (2) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、リスク管理規程・コンプライアンス規程を定め、内部監査部門により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、監査役、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的実施する。
  - (2) 取締役、監査役および主要な使用人で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。
4. 取締役および使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、または臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。

- (2) 職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。
5. 当社およびその親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社およびその親会社並びに子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 前号の使用人が監査役より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとする。
  - (2) 前号の使用人の任命、異動については、事前に監査役に報告し、その了承を得ることとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査役に報告しなければならないこととする。
  - (2) 代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
  - (2) 監査役は、各種議事録、決裁書類（紙または電磁的媒体）等により取締役等の意思決定および業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
  - (3) 監査役は、内部監査部門と連携及び協力するとともに、代表取締役社長との意見交換の場を定期的に設ける。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (1) 当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有

効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

#### 11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対策規程に定め、すべての取締役および監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

# 貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>【流動資産】</b>   | <b>1,376,066</b> | <b>【流動負債】</b>   | <b>563,641</b>   |
| 現金及び預金          | 830,474          | 買掛金             | 302,035          |
| 売掛金             | 512,165          | 未払金             | 116,053          |
| 前払費用            | 28,050           | 未払法人税等          | 76,790           |
| 繰延税金資産          | 13,044           | 未払消費税等          | 49,805           |
| その他             | 786              | 前受金             | 6,437            |
| 貸倒引当金           | △8,455           | 預り金             | 7,929            |
| <b>【固定資産】</b>   | <b>39,622</b>    | その他             | 4,589            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,246</b>     | <b>【固定負債】</b>   | <b>758</b>       |
| 建物              | 2,273            | 資産除去債務          | 758              |
| 工具器具及び備品        | 1,973            | <b>負債合計</b>     | <b>564,399</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,577</b>     | (純資産の部)         |                  |
| 電話加入権           | 13               | <b>【株主資本】</b>   | <b>851,288</b>   |
| ソフトウェア          | 8,813            | 資本金             | 276,800          |
| その他             | 750              | 資本剰余金           | 266,800          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>25,798</b>    | 資本準備金           | 266,800          |
| 敷金              | 19,537           | 利益剰余金           | 307,688          |
| 繰延税金資産          | 3,230            | 利益準備金           | 2,500            |
| その他             | 3,030            | その他利益剰余金        | 305,188          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 305,188          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>851,288</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,415,688</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,415,688</b> |

# 損益計算書

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 3,029,727 |
| 売 上 原 価               |         | 2,229,146 |
| 売 上 総 利 益             |         | 800,581   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 518,878   |
| 営 業 利 益               |         | 281,702   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 29      | 29        |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 為 替 差 損               | 1,272   |           |
| 株 式 交 付 費             | 4,563   |           |
| 株 式 公 開 費 用           | 14,771  | 20,607    |
| 経 常 利 益               |         | 261,124   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 261,124   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 107,406 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △3,968  | 103,437   |
| 当 期 純 利 益             |         | 157,687   |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |         |             |       |                                 |             |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|-------|---------------------------------|-------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金 |                                 |             |
|                             |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その<br>他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 平成26年1月1日残高                 | 10,000  | -       | -           | 2,500 | 199,081                         | 201,581     |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |             |       |                                 |             |
| 新株の発行                       | 266,800 | 266,800 | 266,800     | -     | -                               | -           |
| 剰余金の配当                      | -       | -       | -           | -     | △51,580                         | -           |
| 当期純利益                       | -       | -       | -           | -     | 157,687                         | 157,687     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | -       | -       | -           | -     | -                               | -           |
| 事業年度中の変動額合計                 | 266,800 | 266,800 | 266,800     | -     | 106,107                         | 106,107     |
| 平成26年12月31日残高               | 276,800 | 266,800 | 266,800     | 2,500 | 305,188                         | 307,688     |

(単位：千円)

|                             | 株主資本    | 純資産合計   |
|-----------------------------|---------|---------|
|                             | 株主資本合計  |         |
| 平成26年1月1日残高                 | 211,581 | 211,581 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |
| 新株の発行                       | 533,600 | 533,600 |
| 剰余金の配当                      | △51,580 | △51,580 |
| 当期純利益                       | 157,687 | 157,687 |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | -       | -       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 639,707 | 639,707 |
| 平成26年12月31日残高               | 851,288 | 851,288 |

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具器具及び備品 4～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

#### 2. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 【貸借対照表に関する注記】

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 3,026千円  |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| 短期金銭債権                | 21,170千円 |
| 短期金銭債務                | 11,754千円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

228,307千円

売上原価

23,477千円

販売費及び一般管理費

67,598千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 1,000             | 1,099,000         | —                 | 1,100,000        |
| 合計    | 1,000             | 1,099,000         | —                 | 1,100,000        |

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

1. 平成26年3月1日付株式分割による増加 199,000株
2. 平成26年9月16日付株式分割による増加 800,000株
3. 公募増資による増加 100,000株

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                           | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日          |
|------------------------------|-------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 平成26年<br>3月20日<br>定時株主<br>総会 | 普通株式  | 51,580         | 51,580          | 平成25年<br>12月31日 | 平成26年<br>3月31日 |

(注) 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を、平成26年9月16日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、株式分割前の金額です。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                           | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資     | 1株当たり配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日          |
|------------------------------|-------|-------------|-----------|--------------|-----------------|----------------|
| 平成27年<br>3月18日<br>定時株主<br>総会 | 普通株式  | 57,200      | 利益<br>剰余金 | 52.00        | 平成26年<br>12月31日 | 平成27年<br>3月19日 |

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)

|             |               |
|-------------|---------------|
| 一括償却資産償却超過額 | 2,517         |
| 未払事業税       | 5,392         |
| 未払事業所税      | 517           |
| 減価償却超過額     | 521           |
| 資産除去債務      | 270           |
| 貸倒引当金       | 2,922         |
| その他         | 4,211         |
| 繰延税金資産合計    | <u>16,353</u> |

(繰延税金負債)

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する有形固定資産 | 79        |
| 繰延税金負債合計          | <u>79</u> |

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 繰延税金資産の純額 | <u><u>16,274</u></u> |
|-----------|----------------------|

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

### 【金融商品に関する注記】

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は主に事務所に係る建物の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されております。営業債務である、買掛金、未払金、未払法人税、未払消費税等は一年以内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の債務不履行に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに期日、残高を管理すると共に、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 830,474          | 830,474   | —       |
| (2) 売掛金    | 512,165          |           |         |
| 貸倒引当金      | △8,455           |           |         |
|            | 503,710          | 503,710   | —       |
| (3) 敷金     | 19,537           | 18,708    | △828    |
| 資産計        | 1,353,722        | 1,352,893 | △828    |
| (1) 買掛金    | 302,035          | 302,035   | —       |
| (2) 未払金    | 116,053          | 116,053   | —       |
| (3) 未払法人税等 | 76,790           | 76,790    | —       |
| (4) 未払消費税等 | 49,805           | 49,805    | —       |
| 負債計        | 544,685          | 544,685   | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値によっております。

### 負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の償還予定額（平成26年12月31日）

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 830,474      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 512,165      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 1,342,640    | —                   | —                    | —            |

【関連当事者との取引に関する注記】

(ア) 計算書類作成会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類  | 社<br>等<br>の<br>名<br>称<br>又<br>は<br>氏<br>名 | 所<br>在<br>地                | 資<br>本<br>金<br>出<br>資<br>金<br>(千円) | 事<br>業<br>内<br>容<br>又<br>は<br>職<br>業    | 議<br>決<br>権<br>等<br>の<br>所<br>有<br>割<br>合<br>(%) | 関<br>連<br>当<br>事<br>者<br>と<br>の<br>関<br>係                                      | 取<br>引<br>の<br>内<br>容                            | 取<br>引<br>金<br>額<br>(千円) | 科<br>目      | 期<br>末<br>残<br>高<br>(千円) |
|-----|-------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|-------------|--------------------------|
| 親会社 | GMO<br>イン<br>ター<br>ネッ<br>ト(株)             | 東<br>京<br>都<br>渋<br>谷<br>区 | 100,000                            | イン<br>ター<br>ネッ<br>ト<br>総<br>合<br>事<br>業 | (被<br>所<br>有)直<br>接52.2                          | 役<br>員<br>兼<br>任<br>2<br>名<br>SEO<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>等<br>の<br>提<br>供<br>等 | SEO サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>等<br>の<br>提<br>供(注<br>2) | 228,307                  | 売<br>掛<br>金 | 21,170                   |
|     |                                           |                            |                                    |                                         |                                                  |                                                                                |                                                  |                          | 前<br>受<br>金 | 1,819                    |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

(イ) 計算書類作成会社と同一の親会社をもつ会社等及び計算書類作成会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類          | 会社等の名称又は氏名 | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業     | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                | 取引の内容           | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|-------------|------------|--------|--------------|---------------|-------------------|--------------------------|-----------------|----------|-----|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | GMOメディア(株) | 東京都渋谷区 | 262,859      | インターネットメディア事業 | —                 | 役員の兼任1名<br>SmaADサービス等の提供 | 媒体費の支払(注2)      | 33,761   | 買掛金 | 19,855   |
|             | GMOコマース(株) | 東京都渋谷区 | 100,000      | インターネットメディア事業 | —                 | SEOサービス等の提供等             | SEOサービス等の提供(注2) | 159,631  | 売掛金 | 38,616   |
|             |            |        |              |               |                   |                          |                 |          | 前受金 | 454      |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

|            |          |
|------------|----------|
| 1株当たり純資産額  | 773円 90銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 156円 79銭 |

(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)

|              |            |
|--------------|------------|
| 当期純利益        | 157,687千円  |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一千円        |
| 普通株式に係る当期純利益 | 157,687千円  |
| 期中平均株式数      | 1,005,754株 |
| 期中平均発行済株式数   | 1,005,754株 |
| 期中平均自己株式数    | 一株         |

(注) 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を、平成26年9月16日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。このため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月12日

GMO TECH株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMO TECH株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月13日

|            |     |             |      |
|------------|-----|-------------|------|
|            | GMO | T E C H株式会社 | 監査役会 |
| 常勤監査役      |     | 三田村 徹彦      | Ⓔ    |
| 監査役（社外監査役） |     | 安田 昌史       | Ⓔ    |
| 監査役（社外監査役） |     | 森谷 耕司       | Ⓔ    |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開や内部留保等を勘案し、下記のとおりと致したいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金52円 総額57,200,000円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月19日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

下記の理由により、定款の一部変更をお願いするものであります。

(1) 今後の事業展開に備えるため、当社定款第3条における事業の目的事項を追加するものであります。

(2) 迅速かつ機動的な配当政策の立案並びに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第48条の変更を行うものであります。

(3) 株主様に対する経営成果の利益還元となる配当は、極力タイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施を見越し、当社定款第49条の変更を行うものであります。

(4) その他、項数の変更、表現方法および字句の修正等を行い、定款の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>14. 前記各号に附帯する一切の事業</p> <p>第4条～第47条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を行う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u><br/>(新設)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第50条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> | <p>第1条～第2条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (条文省略)</p> <p>14. <u>情報通信並びにインターネット関連事業への投資</u></p> <p>15. 前記各号に附帯する一切の事業</p> <p>第4条～第47条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第48条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第49条 当社の剰余金の配当の基準日は、<u>毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。</u></p> <p>2 前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第50条 <u>配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> |

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の重任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 熊谷正寿<br>(昭和38年7月17日生) | 平成3年5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネット株式会社）代表取締役社長就任<br>平成11年9月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役社長就任<br>平成12年4月 同社代表取締役社長退任<br>同社取締役就任<br>平成13年8月 株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）代表取締役会長就任<br>平成15年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）代表取締役会長兼社長就任<br>株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）代表取締役会長退任<br>同社取締役会長（現任）<br>平成16年3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長就任（現任）<br>平成16年12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長就任<br>平成18年3月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ株式会社）取締役会長就任（現任）<br>平成19年3月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長就任（現任）<br>平成20年5月 GMOインターネット株式会社代表取締役会長兼社長グループ代表就任（現任）<br>平成21年4月 株式会社イノボックス（現当社）取締役会長就任（現任）<br>平成23年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長就任<br>平成24年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長就任（現任） | 一株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | 鈴木 明人<br>(昭和49年7月29日生)  | 平成10年4月 三菱自動車工業株式会社入社<br>平成15年6月 日産自動車株式会社入社<br>平成18年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社<br>平成18年12月 株式会社イノベックス（現当社）設立、代表取締役社長（現任）                                          | 190,500株       |
| 3     | 松本 欽大<br>(昭和60年10月30日生) | 平成22年5月 GMO SEOテクノロジー株式会社（現当社）入社<br>平成24年1月 当社SmaAD事業部 マネージャー就任<br>平成24年7月 当社SmaAD事業副事業部長就任<br>平成25年1月 当社SmaAD事業部長（現モバイルマーケティング事業部長）就任（現任）<br>平成25年3月 当社取締役就任（現任）          | 一株             |
| 4     | 森 輝幸<br>(昭和46年1月3日生)    | 平成13年9月 アイウェブテクノロジー株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役就任<br>平成14年2月 同社代表取締役社長就任（現任）<br>平成21年4月 株式会社イノベックス（現当社）社外取締役就任（現任）<br>平成23年3月 GMOくまポン株式会社社外取締役就任（現任）<br>平成23年3月 GMO ECラボ株式会社取締役就任 | 一株             |
| 5     | 染谷 康弘<br>(昭和46年5月14日生)  | 平成14年4月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社<br>平成19年11月 株式会社ブロードバンドタワー入社<br>平成23年6月 GMOインターネット株式会社入社<br>平成25年5月 当社入社<br>平成25年5月 当社管理部部长（現任）<br>平成26年3月 当社取締役就任（現任）       | 一株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | 瓜生 健太郎<br>(昭和40年1月2日生) | 平成7年4月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>平成7年4月 常松築瀬関根法律事務所（現長島大野常松法律事務所）入所<br>平成8年1月 松尾綜合法律事務所入所<br>平成11年1月 ソロモン・スミス・バーニー証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社バイスプレジデント就任<br>平成12年4月 国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）長期専門家（日本弁護士連合会からベトナム司法省等派遣）<br>平成14年8月 弁護士法人キャスト（現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）代表弁護士マネージングパートナー（現任）<br>平成20年8月 SUIアドバイザーサービス株式会社（現U&Iアドバイザーサービス株式会社）代表取締役就任（現任）<br>平成26年6月 SBIホールディングス株式会社 社外監査役就任（現任）<br>平成26年9月 当社社外取締役就任（現任） | 一株         |

- 注1 取締役候補者鈴木明人氏、松本鉦大氏、染谷康弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注2 取締役候補者熊谷正寿氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の代表取締役会長兼社長グループ代表を務めており、当社と同社との間には、営業上の取引関係があります。
- 注3 取締役候補者森輝幸氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の子会社であるGMOメディア株式会社の代表取締役社長およびGMOくまポン株式会社の社外取締役を務めており、当社と各社との間には、営業上の取引関係があります。
- 注4 取締役候補者熊谷正寿氏、森輝幸氏の過去5年間における当社の親会社であるGMOインターネット株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
- 注5 取締役候補者森輝幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の子会社であるGMOメディア株式会社の代表取締役社長およびGMOくまポン株式会社の社外取締役であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、IT企業の経営における豊富な知見・知識等を有しており、当社の経営に生かしていただけるものと判断したものであります。同氏は、平成21年4月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年11ヶ月であります。
- 注6 取締役候補者瓜生健太郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所の代表弁護士マネージングパートナーおよびSUIアドバイザーサービス株式会社代表取締役およびSBIホールディングス株式会社社外監査役であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に生かしていただくためであります。同氏は、平成26年9月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は、本総会終結の時をもって6ヶ月であります。

- 注7 当社は、取締役候補者瓜生健太郎氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員とする予定であります。
- 注8 当社は、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。取締役候補者瓜生健太郎氏と当社との間で上記責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬額は、平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会において、年額60,000千円以内とさせていただき今日にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額80,000千円（うち社外取締役分は年額4,000千円）以内と改定することをお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従前どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、現在の取締役は6名（社外取締役2名を含む。）であります。第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は6名（社外取締役2名を含む。）となります。

#### 第5号議案 監査役報酬額改定の件

監査役の報酬額は、平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会において、年額12,000千円以内とさせていただき今日にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化、今後のコーポレートガバナンス強化のための人材確保の必要性等、諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額20,000千円以内（うち社外監査役分は年額7,000千円）と改定することをお願いするものであります。

なお、現在の監査役は3名（社外監査役2名を含む。）であります。

#### 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の理由並びに要領により、当社の取締役（社外取締役2名を除く。）および監査役（社外監査役2名を除く。）並びに従業員に対し、ストックオプションとして無償で新株予約権を発行すること、および発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役及び監査役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項および会社法第387条の報酬等に該当いたします。当社は平成26年3月20日開催の第8期定時株主総会において、取締役の報酬につき年額60,000千円以内、監査役の報酬につき年額12,000千円以内とご承認いただいております。本総会における第4号議案「取締役報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬は年額80,000千円（うち社外取締役分は年額4,000千円）以内となり、第5号議案「監査役報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役の報酬は年額20,000千円以内（うち社外監査役分は年額7,000千円）となりますが、当該報酬とは別枠にて、

当社の取締役（社外取締役2名を除く。）に対し報酬等として年額40,000千円以内、監査役（社外監査役2名を除く。）に対して報酬枠として年額10,000千円以内において新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をいただくものであります。

なお、現在の取締役は6名（社外取締役2名を含む。）、監査役は3名（社外監査役2名を含む。）であります。本総会において第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（社外取締役2名を除く。）は4名となり、監査役（社外監査役2名を除く。）は1名となります。

## 記

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役、従業員に対しては、新株予約権を付与することで、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、監査役に対しては、監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るとともに株主を重視した経営を一層推進することを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役および監査役並びに従業員

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1,170個を上限とする。

なお、上記個数は、割当予定個数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、5株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該終値が割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、

または、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額を調整することが合理的に必要と認められる場合には、取締役会の決議により、当社は合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社発行済株式総数から当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議日後2年を経過した日から7年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件及び制限

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員または連結子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、当社が諸般の事情を考慮のうえ特例として取締役会で承認した場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株予約権については、この限りでない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

④ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

① 割当日以降、当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案が

株主総会で承認された場合は、当社取締役会で別途決定する日において新株予約権の全部を無償で取得できる。

- ② 新株予約権者が、新株予約権割当契約にて規定する条件により権利行使できなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部若しくは一部を放棄する旨を申し出た場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。
- ③ その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。

(11) 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承認する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。その場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1個未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1個未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる1株あたり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記（6）に定める本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、（6）に定める本新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。

⑥ その他行使条件及び取得条項

上記（8）及び（9）に準じて定めるものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（7）に準じて定めるものとする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の権利処分の禁止

新株予約権は、第三者への譲渡、質入、担保権の設定等一切の処分を行うことができない。

(14) 新株予約権証券

新株予約権者は、当社に対して、新株予約権について新株予約権証券の発行請求を行わないものとし、当社も新株予約権者に対して新株予約権証券の発行は行わないものとする。

(15) 新株予約権のその他の内容

新株予約権者のその他の内容については、新株予約権の募集を決定する取締役会において定めるものとする。

3. 取締役及び監査役に対して発行する新株予約権に関する取締役及び監査役の報酬等の額について

当社の取締役および監査役に対し報酬等として発行する新株予約権の数は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに新株予約権の算定のために一般的に利用されている方式を用いて算定するものとする。

以 上

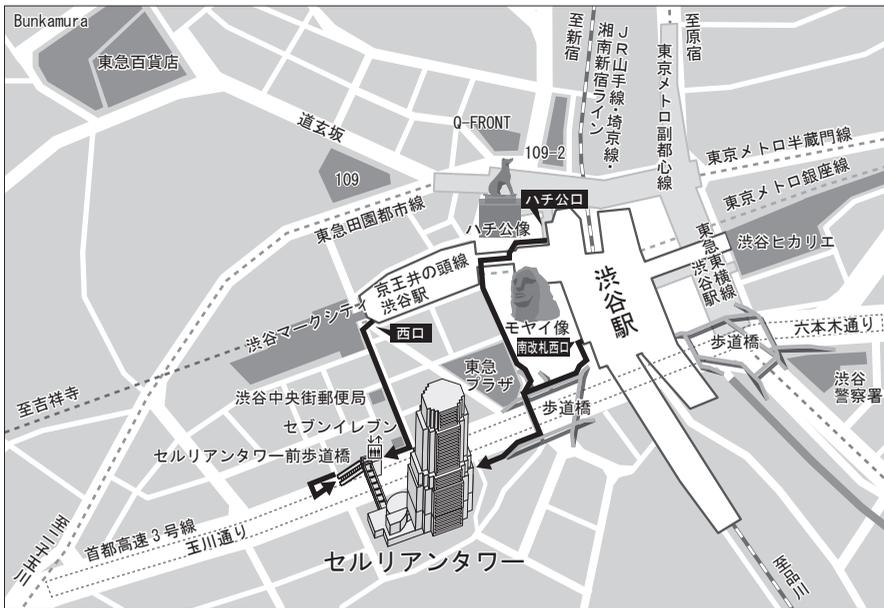




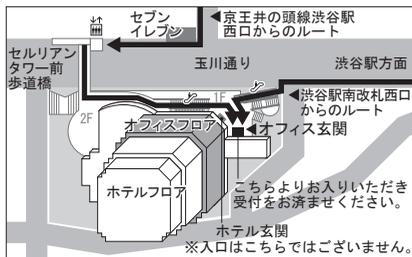
# 株主総会会場 ご案内図

会場／東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー 11階 GMO Yours  
連絡先 03-5489-6370

※ご来場の際はお間違えのないように、オフィス玄関よりご来場ください。



## セルリアンタワー詳細図



## 交通のご案内

### 各渋谷駅より徒歩5分

- JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
- 東急東横線、東急田園都市線
- 京王井の頭線
- 東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線